



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

STARTERS

Vol.66

2024年冬号

令和5年度 第2回全体研修会

「障害福祉サービスの正しい理解と活用」

開催日時 令和5年9月15日(金) 10時00分～12時00分

開催場所 武蔵浦和コミュニティセンター8F 第6集会室及びZOOMでのリモート方式

令和5年2回目の全体研修会は、ZOOMでのリモートと会場参加のハイブリット形式にて、障害福祉サービスの提供プロセスはもとより、障害者総合支援法等の理解や現状・相談支援専門員におけるケアマネジメントのあり方等、単なる介護保険の上乗せサービスという理解のみに留まらず、障害福祉サービスを正しく理解し、スキルアップを図ることを目的に開催された。

まずはさいたま市介護保険課 櫻

井氏より介護保険利用者における障害福祉サービスの適用ルールについて、65歳問題、65歳の壁といわれる障害福祉サービスから介護保険サービスが優先適用となり、移行される場合の留意点について、厚労省障害福祉課からの通知を資料としてご説明をいただいた。

・障害福祉サービスを受けていた介護保険被保険者は、相当サービス

(訪問介護・短期入所、通所介護)で不足はないか、障害者の特性を考慮し、必要な支援が受けられる

かという観点も検討する。

・就労系障害福祉サービスや自立訓練等の障害固有のサービスは、65歳移行後も支援課の支給決定の要件の範囲内で利用が可能である。その他、介護保険のルールは適用外だが、個々の障害特性で必要な部分は横出しサービスとして支援課への相談を案内していただいた。

・居宅介護・重度居宅介護利用の障害者は、個々の特性を考慮し、介護保険支給限度額不足時に支援課

の支給決定の要件の範囲内で障害者ケアの利用が可能。

- ・介護保険優先となる案内をする時に、介護保険しか利用できないという誤解を与えないように行うことが必要。

- ・65歳になる前5年間、障害福祉サービスを利用して低所得者は、要件を満たすと介護保険の自己負担分を還付される制度があるので、支援課への相談を案内していただきたい。

- ・要介護認定申請を行わない障害者に対しては、生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、どの程度どのようなサービスが受けられるかを把握し、申請しない理由を十分に聞き取り、継続して制度の利用申請に理解が得られるよう働きかけが必要。

障害者生活支援センターさくらとびあ 相談支援専門員 長谷部洋子氏・岡潤子氏より障害者総合支援法等におけるサービスや相談支援専門員のケアマネジメントのあり方、障害福祉サービスと介護保険サービスとの違いについて、わかりやすくご説明をいただいた。

- ・さいたま市の人口130万人、障害者手帳のある方5万8千人。対象者は、身体障害・知的障害・精神障害・障害児・難病患者と多岐にわたり年代も幅広い。

- ・障害の種類は、肢体不自由・視覚障害・知的障害・発達障害・精神障害・内部障害・難病となるが、視覚と聴覚療法に障害がある盲ろうや重度の知的障害と肢体不自由が重複している重度心身障害、交通事故や脳にダメージを受け生

じた高次脳機能障害といったケースも多い。

- ・障害福祉サービス体系は介護給付と訓練等給付に分かれ、訪問系・日中活動系・施設系・居住支援系・訓練系・就労系と多岐にわたる。介護保険サービス相当サービス以外で障害福祉サービスにしかないサービスは、訪問系だと視覚障害者対象の同行援護、行動障害があり支援課に支給を認められた方が対象の行動援護、訓練系の自立訓練や就労系の就労移行支援は、支援の必要な度合いにより、2年間の一般企業就労訓練を行う就労移行支援、一般企業就労が困難な方対象に、作業内容や賃金に違いのある就労継続支援A型とB型2種類が運営されている。

- ・市町村が実施主体である地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスとして、余暇活動等の社会参加のための外出を支援する移動支援、擁護者の就労や一時的な休息を目的とした日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具給付、創作的活動及び生産活動の機会を提供し、社会交流を行う地域活動センター等が運営されている。

- ・日常生活用具給付の支援は身体障害の方の利用が多く、相談支援にて必要な用具の検討・提案を本人や擁護者が行い、支援課に申請を行えるよう支援している。自分で直接支援課に申請できる方も多い。

- ・障害福祉サービス受給者証と支給決定は、およそ3ヵ月程かかることが多い。認定調査は80項目、医師の意見書と合わせて一次判定・二次判定があり、介護保険という介護度は、区分1〜

6で判定される。区分1・2が軽度、3・4が中度、5・6が重度・最重度に該当するが、精神障害者で意思疎通困難な場合、区分6の方が介護保険申請だと身体は動けるので、介護度が軽く判定されることがある。利用できるサービスも区分によって、利用できるものできないものがある。

- ・障害者の相談支援は、介護保険の包括支援センター的な機能として、障害者生活支援センターが市内に15か所ある。精神科から退院し、地域での生活に移行する支援や権利擁護、虐待防止等を担っている。

その他、サービス計画書を作る相談支援専門員がいる指定特定相談支援事業所が市内に65か所、主任相談支援専門員が双方の支援・サポート、専門性の高いケースのサポートや地域の体制作りを行っている基幹相談支援センターがある。

- ・さいたま市地域自立支援協議会では、地域課題の共有や地域で障害者の自立した生活を営むための生活支援拠点機能構築のためのガイドライン策定を行っている。また、虐待防止部会や子供部会、相談支援部会、精神保健福祉部会の4つの専門部会があり、精神保健福祉部会では、心の健康センターが主体となり、相談支援センターと協力し、地域特性を踏まえ継続可能な支援体制を作るアウトリーチ事業の各区の実施を目指している。今後、各区の基幹相談支援センターと支援課が障害者支援地域協議会を運営、区における課題抽出や連携強化を図っている。

・各区の支援地域協議会の取り組みの中で、顔の見えるネットワーク会議を開催しており、障害福祉だけでなく、他の領域との連携を図り、ヤングケアラー問題、8050問題等の課題に取り組んでいく予定で、ご協力をお願いしたい。

次に、あさひケアサービス 丸山氏より障害・介護サービス活用の事例発表がなされた。

・介護保険事業の訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の運営と障害福祉事業の児童発達支援、放課後等デイサービス施設運営、グループホーム、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所、相談支援事業所を南区で運営している。
介護保険と障害福祉の併用の利用者は、要介護2の50代の特定疾病の方が、身体介護不足時に居宅介護での入浴介助を使うケース1件のみで意外に少ない。

・弊社の障害者は知的障害の方は家族のケアが中心。65歳以上になると家族も高齢化し、施設に入所することが多い。自費の移送サービスも行っているが、最重度障害の方は若い時から施設で生活しているので、居宅ケアマネの方との接点は少ないのではないかと思う。
・障害者サービスの自己負担額は月ごとに世帯収入によって、4600円、9300円、37200円で設定されている。障害があり仕事をしていない世帯は負担なし。

・就労継続支援B型は本人の希望があれば、65歳以上でも利用可能。軽作業をしていただけ、さいたま市の最低賃金に沿って工賃は月3000円以上となっている。65歳を過ぎても

継続を希望する方は、ケアプランを策定していただく必要があると思う。

次に行政・障害サービス担当者等を交えての交流・相談・意見交換をグループワークで行った。6グループに分かれ、質問や意見交換を行いグループごとに発表。さいたま市支援課 櫻井氏、西区支援課 松本氏、障害者生活支援センターさくらとびあ 相談支援専門員 長谷部洋子氏、岡潤子氏、あさひ福祉サービス 丸山氏より、質問や疑問等にコメントをいただいた。

・要介護2で家族就労時間中の見守りが必要だが、介護保険限度額が不足している。どう対応する
とよいか？

↓まずは介護保険の区分変更で介護度の見直しが必要かを検討し、サービス不足時は支援課窓口で、制度説明を行い、手帳申請するかの検討を行っている。

・65歳未満の利用者が、就労支援B型を希望しており、相談するが断られることが多い。スムーズに利用できる手立てがあつたら教えて欲しい。

↓軽作業を行っているが、身体状況や作業内容によっては、難しいと判断される場合もある。
障害者生活支援センターに相談すると良いかと思う。65歳以上でも対応可能で利用している方もいる。

・障害者手帳を持っており視覚障害があり要介護2の利用者で、利用可能なデイサービスがなかなか見つからない。障害福祉領域では、視覚障害の方が対象のデイサービスはありますか？

↓視覚障害の方の通所の対応は、難しいところ
です。

・ご家族が精神障害・発達障害の疑いがあり、利用者に手を上げてしまう等の状況になりがち。
良い対応方法があれば教えて欲しい

↓障害のグレーゾーンの方が、本人の障害を理解できずに利用者虐待につながるケースを見かけるが、上手くまとめることが困難。サービス提供管理者や相談支援の様々な担当者で、ご家族の障害をどう理解していただくか、どう説得するかに時間をかけ、どう生活を組み立てていくか地道な努力をしていく。解決したと思ってもまた崩れることもある。都度丁寧に説明を行っていくしかない状況です。

・65歳で介護保険サービスに切り替える時に、早めに引継ぎをしてもらえると、速やかに利用できると思うのですが・

↓支援課等でも3カ月前から介護保険申請が可能であることを説明しているが、障害の相談支援専門員は担当人数に上限がなく、120件担当している方もいる現状で、障害者のセルフプランの方もいるので、多忙になることもあり速やかに行うことが難しいことも多い。

・福祉サービスの事業所一覧等があるとケアマネも事業所探しが楽になるのだが、リストはありますか？

↓さいたま市各区の支援課のホームページに掲載されている

障害福祉サービスの制度は、多様で奥深く、

様々な障害特性に沿って利用できる仕組みになつていくことが分かった。また、地域で生活するための支援や就労支援等、介護保険制度には無いサービスも制度化されていることが理解できた。介護保険制度のみでなく、障害福祉サービスや制度の理解を深め、利用者に情報提供したり、支援課に相談・連携することも必要であることを改めて学ぶことができた。



令和5年度 第3回全体研修会

テーマ 事例「脳血管障害（認知症・高次脳機能障害含む）の利用支援について」

開催日時 令和5年11月16日（木）15時00分～17時00分

開催方法 ZOOMでのリモート方式

事例【脳血管障害の利用者支援について】をテーマに数グループに分かれて事例を検討。

大前提で△否定をしない▽という事をグラウンドルールとして設定し、各5名前後のグループに分かれてトークルームにてファシリテーターの進行に沿って情報整理を実施していきました。

グループ内では、事例検討にて提供された方の困りごとについて共有をしたのちに、課題提供者と参加者が一問一答で情報を整理し、質問内容も簡潔に、プランの否定にならない内容で質問を実施していきました。

全員が1問ずつ質問することで、質問の仕方にも個性、経験がみられ、参加者全員が、自分以外の人の質問の仕方を学べるグループセッションとなりました。

グループセッション終了後には、感想の発表をしていただき、ファシリテーターを初めてされた方からは、参加者の協力があつてファシリテーターを無事に終えることができた安心感や、みんなで共有しながら進めることができ、達成感を感じる感想が多く聞かれました。

事例提供者からは、「事例を出したことで前めりに支援をしていたことに気づくことができた」「自分では思いつかなかつた視点からの支援

に気づききっかけになった」「あまり例のないケースだったので、事業所内では相談することが難しいケースでも複数の事業所のケアマネジャーが集まることで、情報共有をすることができ、次の支援に活かせる学びができた」との意見がありました。

また参加者からも「自分自身の考え、行動について振り返る時間を作ることができて良かったと思う」という意見や、「主任介護支援専門員になると相談に乗ることが多く、逆に相談することが減るが、介護支援専門員には介護支援専門員にしかわからない悩みもあり、それは主任介護支援専門員になつても、管理者という立場になつても変わらない。管理者になると助言をすることが多く、助言をもらう機会が少ない」という思いも共有されました。

参加者の多くがそれぞれの立場から学ぶことができ、有意義な時間になりました。今後も学びを深めていくためにもケース検討を重ねていくことが重要だと感じています。

最後に、事例の提出者の皆さん、ファシリテーターの皆さん、参加された皆さん、お疲れさまでした。

令和5年度 施設ケアマネ研修会 第1回活動 施設ケアマネサロン

開催日時 令和5年10月21日（土） 10時00分～12時00分

開催場所 西部文化センター

参加者 会員4名、非会員4名

所属 特養1名、特定施設5名、居宅1名、その他1名

今年度の最初の活動として、施設ケアマネサロンを開催した。

『こんな事に困っています相談会』として、施設ケアマネの色々な悩みの相談がされた。

前提として介護保険法の規定があり、そこに追加して会社（施設）ごとの規定があることを確認した。

ケアマネの立場の再確認（事業所内での他職種との業務分け等を含む）

「ケアプランを立案する」「家族との良好な関係性の確立」「現場との情報共有・情報収集」「現場の流れを把握する」などが共有された。

また、相談員業務との線引きは「施設（会社）ごとに異なる」と結論付けられた。

背景としては、ケアマネの事業所での立ち位置に対する疑問、業務内容の広範囲化と業務負荷の増大がある。業務を割り切る事も必要。ケアマネとしての本来の業務は？という視点で考えることも必要という感想を持った。

他にも、日々の業務の中での悩みや疑問なども共有された。参加者同士で工夫していることや働き方、気を付けていること（意識していること）、モチベーションの維持方法などで盛り上

がった。ケアマネとして働いていて良かったことなど前向きな意見も共有できた。

どの参加者も悩みや解決方法を模索しており、参加者から色々なアドバイスや悩みの共有が行われた。事業所にケアマネが1名しか居ない。社内ルールだから正しいのか不安。

ケアマネ経験は長いが今の事業所しか知らない等、施設ケアマネの『あるある悩み』も共有された。

予定では、90分のところ30分の延長が発生する程に盛り上がった。また、参加者からは、「もっと頻回に開催をされないか?」「他の方（他法人や他事業所）と話す機会が無いから良い時間だった」という感想が聞かれた。終了後には恒例の名刺交換会も行われた。

先述したように会場の利用時間いっぱいまで時間を延長したが、それでも話し足りない印象がある程に、有意義な時間となった。

今回は、施設ケアマネ担当役員の他に、活動を手伝いたいと申し出てくれた会員の方にも協力を得て、開催された活動であったことも併せて報告する。



BLGさいたまキックオフ・イベント

「認知症の本人と共に考えるこれからの地域づくり」

100BLGプロジェクトをご存じですか？

各地域の認知症と共に生きる方々と認知症の人にやさしいまちをつくることを目的としたネットワークです。2019年から、志を同じくする介護事業所とともに、BLGを全国100箇所につつていく予定で、現在、全国に15箇所のBLG（デイサービス）があり、4月に「BLGさいたま」（運営法人 有限会社福祉ネットワークさくら）がスタートしました。

そこで、令和5年7月20日（木）埼玉県障害者交流センターで開催された「BLGさいたまキックオフ・イベント」を広報委員Tがレポートします。

第一部・講演会「認知症の本人の声をきく、声から始める地域づくり」

100BLG株式会社

代表取締役 前田隆行氏

認知症の人が役割を持ち、地域に繋がる場づくりを実践。施策や条例をつくる時には本人抜きではなくて、本人と共にどういことができないのか、何をしたいのかを聞き、一緒に取り組んでいきましょう。BLG町田では、認知症のメンバーが自動車販売店の洗車やポステイン

グなどを行い、報酬をいただいています。

100BLGは様々な媒体・メディアに取り上げられているので、ご覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。よりご理解いただくために、ぜひ動画やWEBサイトをご覧下さい。

・テレビ東京「ガイアの夜明け」

2022・2・11 認知症を向き合う

https://tbs.tv-tokyo.co.jp/gaia/vod/post_245492

・朝日新聞デジタル「なかもある」

<https://nakanaruasahi.com/search/?word=100BLG>

第二部・座談会「BLGさいたまの挑戦とこれから」

さいたま市福祉局長寿応援部長 兼山 和夫氏

BLGさいたま生活相談員 川野美智子氏

コーディネーター

BLG八王子代表 守谷 卓也氏

リンカフェメンバー

五十嵐 寛氏

※「リンカフェ」：若年性認知証サポートセンターが主催する若年性認知証の方が集える会

兼山氏…

認知症の施策について、さいたま市ならではの特徴は、政令指定都市であることから、人口規模や権限など大都市ならではの特徴を活かした取り組みができ、都道府県の事業と市の事業を一体的に実施ができているという点が強みになっています。

これまでは国の施策に基づいて、医療・介護サービス等の拡充を中心に進めてきた感がありますが、6月に成立した認知症基本法は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」であることから、共生の取り組みが一層求められています。まずは、オレンジパートナー（認知症サポーターによるボランティア）をもう少し仕組化した「チームオレンジ」という取り組みを進めていきたい。

認知症になったからといって、すぐに何もできなくなるわけではなく、逆に周囲の方達が壁を作ってしまったります。認知症基本法は、その部分を何とかしなければならぬといっています。

川野氏…

BLGさいたまは始まったばかりですが、メンバーには一緒に買い物に行き、料理を作ってもらっています。当初は、包丁を持たせること

は危険なのではないかという思いもありましたが、実際にやってみると包丁の扱いは問題ないですし、手際よく料理しています。買い物では野菜の選び方を教えてくださいます。認知症の方はできないことが多いと思われがちですが、それは誤解です。できることは沢山あるので、できることに注目して発信して行きたいと思っています。

守谷氏…

先程チームオレンジの話がありました。活動を進めていく上で本人が中心になっているということが大切です。認知症基本法は認知症の人だけに限る法律ではなく、一緒に共生社会を作っていく我々にも大いに関係する法律なので、厚生労働省のHPでぜひ目を通して下さい。また、これから施策を考えていく上で、ぜひ当事者の方達も一緒に参画して頂きたいと思えます。

守谷氏…

では、さいたま市をどのような街にしたいですか？

五十嵐氏…

先日スーパーで買い物をしていたら、重い荷物を持って大変そうに歩いていたおじいさんがいたんです。周りの人達は知らんぷりして見ています。「大丈夫ですか？持ちましょうか？」と、さらっと言えてさらっとできる社会。当たり前のことを当たり前にできる社会になれば良いなと思っています。

兼山氏…

認知症の方に対して、我々の方が高い壁を作っ

てしまっていて、大丈夫だろうか？とか優しくしなければいけないとか、そういう部分がかかり大きいのだろうと感じています。認知症の方は全て病院や施設にいるわけではなく、大半の人達は住み慣れたまちで暮らしていて、自分を変わっていないのに周りがどんどん変わってしまっている。自分がやりたいことも止められなくなってしまっている。自分らしくいられないという部分はかなり大きい。それでは良くない。認知症のバリアを取り除くために、いろいろな方に認知症の概念を改めてもらうことが、まちづくりとしての第一歩だと考えています。

守谷氏…

さいたま市のまちづくり第一歩がスタートしました。みんなでワクワクしながらまちづくりができると思います。では最後に、五十嵐さんから今日ご来場の皆さんにメッセージをお願いします。

五十嵐氏…

認知症は真っ向から立ち向かわないと何も変わらないと思っています。今日、あなたの人生を変えてください。人生を変えられるのは自分だけです。変化から意味を見出す唯一の方法は、変化に飛び込み行動し、参加することです。社会の成長や変化には痛みが伴います。しかし何より苦痛なのは、自分の居場所ではないところ。ずっと留まることだと思います。今日、あなたの人生を変えてください。今すぐに行動することです。一人では世界を変えることはできません。しかし、水に石を投げることで多くの波紋を作り出すことはできるような気がします。

(会場拍手)

守谷氏…

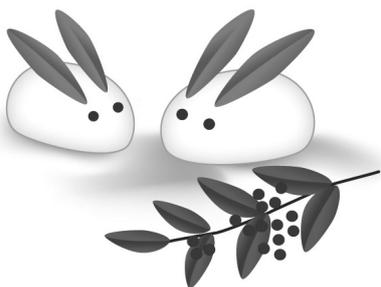
五十嵐さんの強い思いを我々は忘れずに、認知症の方と共に一生懸命歩んでいきたいと思えます。そして強い思いで未来をつくっていきたいと思います。

ありがとうございました。

いかがでしたか？

認知症の方達と共に歩んでいくためには、まず周囲にいる私たちから変わる必要があるという熱いメッセージをお届けしました。

さいたま市のまちづくりと一緒に取り組んでいきましょう。



「コーピング」

会員M

ストレス社会の現代、50歳になる私のコーピングは子育てが終了したので、職場で利用者様との何気ない会話で、「ホッコリ」することです。情報収集ができ、一石二鳥となっています。他にも常に机の中にアロマのハンドクリームを入れ、ガサガサの手に付け匂いをかいで楽しんでいます。

プライベートでは、更年期障害と夜勤生活で体重10キロ増なので、有酸素運動「ユーチューブでダンスを踊る」必ず誰も見ていないのを確認してから行っています。傍目で見るとかなりやばい姿らしいです。また「散歩」する事。自転車や自動車を使わず歩いて買い物をしています。無駄な買い物もせずすみエコなサイクルに繋がっています。仕事では使わない筋肉が目覚めて運動不足が解消されます。そして寒いこの時期は「こたつでポーっとする」みかんがあれば最高です。エコな家電製品で過ごす時間はたまらないです。

「休日の天気の良い日は布団を干しながら自分も日光浴」またタバコ吸いなので一服中は至福

の時となります。更に、とうとう冬のボーナスで高価な布団を購入しました。人生の1/3は睡眠なので「質の高い睡眠」は私にとってコーピングに繋がっています。そして賛否両論ありますが「暑い湯船に浸かる」事が私には癒しの時間、入浴剤を入れるのはご褒美です。寝る前の「アロマキャンドル」「ユーチューブでさざ波の音を聞く」等色々あります。そして数少ないお友達とライン通話でひたすら喋ることが一番効果を感じます。仕事ではひたすら聞き役に徹することが多いのでやはり喋りたいんです。

人によっては「晩酌」「読書で有意義な時間を過ごす」「ジムで汗を流す」「家族で団欒」「飲み会」「可愛い文房具を揃える」「私は布団で100万円」と色々出てくると思います。この文章を読んで「私のコーピングは〇〇」と話が咲いていただけたら嬉しいです。

まだまだ寒い日が続きます。皆様楽しく感じられる毎日を過ごすために自分自身を労わって下さいね。

さいたま市介護支援専門員協会 会員随時募集中！

さいたま市介護支援専門員協会は、介護支援専門員の資質向上とネットワーク化を図り、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的に活動しています。

入会をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

事務局

〒331-0074 埼玉県さいたま市西区宝来 86-1

敬寿園宝来ホーム

連絡先 TEL 080-4750-4400 FAX 048-620-0601

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会